

Q 加害者に賠償金請求したい

帰宅中に男に金銭を要求され暴行を受け、腕を骨折しました。金銭は取られませんでした。けがで仕事を休まざるを得ない状態です。男は起訴され裁判になる予定です。厳罰を望むのはもちろん、賠償金も払ってもらいたいです。どのように請求すればよいでしょうか。

法律
相談室

示談交渉、民事訴訟で可能

本件の加害者の行為は刑罰の対象となるのみならず、民事上も不法行為に該当するため、被害者は損害賠償請求が可能です。本件では、治療費や仕事を休み収入が減少した分の損害賠償、慰謝料の支払いなどを請求することができま

す。

請求の方法としてはまず示談交渉が考えられます。示談交渉は加害者の弁護人からの申し入れを受けて行うことが多いです。交渉を弁護士に依頼することもできます。

交渉による任意の支払いが期待できない場合、民事訴訟を提起することが考えられます。

また、傷害罪等の一定の

犯罪については「損害賠償命令制度」を利用し、刑事訴訟の中で賠償請求をすることも可能です。犯罪被害者が簡易迅速に賠償を受けられるようにするために設けられた制度で、刑事訴訟の判決後、そのまま損害賠償請求についての審理を受けることができます。

民事訴訟に比べ費用が低額で審理が短期間で済むほか、刑事訴訟の記録を利用できるといった利点もあります。ただ、審理の結果に対して異議の申し立てがなされた場合などには、民事訴訟に移行するので注意が必要です。

なお、民事訴訟も損害賠償命令も、一定の条件のも

と加害者に住所や氏名を知られずに手続きを進めることができません。

本件のように重傷のケースでは、治療費や慰謝料の金額、後遺障害の有無について判断に時間を要する場合があります。後遺症の有無により損害額は大きく変動します。また、被害弁償の有無により刑罰の重さにも影響が生じます。

そのため、請求内容、請求のタイミングについては、まず弁護士に相談されることをお勧めします。県弁護士会では犯罪被害者ホットライン（043・227・8433）を設置していますので活用ください。

（回答＝石垣ゆり子弁護士）

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」